

令和7年度 朝日町電気料高騰緊急支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、原油価格や物価高騰等の影響を受けている町内事業者の事業継続を支援するため、電気料金の高騰分に対し、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において事業者に対し電気料高騰緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に事業所等を有する事業者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 令和7年度朝日町高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付を受けておらず、かつ、当該支援金の交付の申請を行っていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が町内の事業所において事業を行うために、令和6年4月から令和7年3月に支払った高圧電力に係る電気料金のうち、任意の月の合計額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から、令和3年度同月に支払った高圧電力に係る電気料金を差し引いた経費に3分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）又は100万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年3月6日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書に記載のある電気料金の金額及び支払いが確認できる書類の写し（電力会社からの請求内訳書や料金計算書、領収書など）
- (2) 交付申請書に記載のある電気料金の使用場所が、町内の事業所であることを確認できる書類の写し（他の提出書類で確認できれば、提出を省略することも可）
- (3) 交付申請書に記載のある電気料金の契約が、高圧電力の契約であることを確認できる

書類の写し（他の提出書類で確認できれば、提出を省略することも可）

(4)受電設備（キュービクル）の設置が分かる写真

(5)その他町長が確認に必要と認める書類

(6)この補助金を令和4年度朝日町電気料高騰緊急支援事業補助金又は令和5年度朝日町電気料高騰緊急支援事業補助金の交付を受けた事業所が申請する場合、(1)における令和3年度の電気料金の金額及び支払いが確認できる書類の写し及び(2)から(4)までの書類は省略することができる。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助対象者に交付決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、第5条の規定による申請をもって、規則第14条の規定による報告に代えるものとする。

(補助金額確定通知)

第9条 規則第15条の規定にかかわらず、第6条の規定による通知をもって、規則第15条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

(関係書類の保存)

第10条 補助金の交付を受けた者は、第5条の交付申請の際に添付した書類の原本を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月12日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

朝日町長 鈴木浩幸 殿

申請者	住 所	
名 称		
代表者		
申請責任者	氏 名	連絡先
担当者	氏 名	連絡先

令和7年度 朝日町電気料高騰緊急支援事業補助金交付申請書（兼実績報告書）

標記補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、交付要件を確認するために、町税の完納要件について担当職員が確認することを承諾します。

1. 電気料金比較（※令和3年同月比で電気料金が減少した月は記入の必要はありません。）〔単位：円（税込）〕

番号	支払月	令和6年度（A）	令和3年度（B）	差引（C=A-B）
1	月	円	円	円
2	月	円	円	円
3	月	円	円	円
4	月	円	円	円
5	月	円	円	円
6	月	円	円	円
7	月	円	円	円
8	月	円	円	円
9	月	円	円	円
10	月	円	円	円
11	月	円	円	円
12	月	円	円	円
差引合計額①				円
補助金額（①×1/3）※千円未満切捨て				円

(上限100万円)

2. 振込口座（※申請者名義のものに限る。）

金融機関名		支 店 名	
口座の種類	普通	・ 当座	口座番号
フ リ ガ ナ 口 座 名 義	カタカナ（ ）		

3. 令和4年度朝日町電気料高騰緊急支援事業補助金又は
令和5年度朝日町電気料高騰緊急支援事業補助金の交付の有無

有	
無	

様式第2号（第6条関係）

朝総産発第 号
令和 年 月 日

補助対象者 殿

朝日町長 鈴木浩幸 

令和7年度 朝日町電気料高騰緊急支援事業補助金
交付決定通知書（兼額の確定通知書）

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり決定したので、朝日町補助金等の適正化に関する規則第8条及び令和7年度朝日町電気料高騰緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 円
2. 振込予定日 令和 年 月 日